

平成21年6月26日

保護者各位

新潟清心女子中学・高等学校

校長 曳田 宏一

学校における救急処置活動についてのお願い

梅雨の候、皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
日ごろ、本校の教育活動にご協力いただきまして感謝申し上げます。

生徒の健康管理につきましても、ご家庭でご配慮をいただいているところですが、学校における救急処置活動について、下記の点にご協力をお願いいたします。

記

○保健室における救急処置は、医療機関に行く必要のない傷病に対しての手当です。
従いまして、繰り返し手当が必要な場合は医療機関の受診をお願いいたします。

○万が一、生徒がけがをした場合、ご家庭に連絡をし希望する医療機関に受診していただきます。その際、生徒の付き添いは、原則として保護者をお願いいたします。
ただし、緊急を要する場合は学校の職員が付き添い、最寄りの医療機関にて受診します。

○体調が悪い場合、保健室で休養をし様子をみますが、症状が回復しない場合は保護者にお迎えに来ていただきます。

○内服薬は、原則的に投与しませんのでご了承ください。

この件に関しまして、ご不明の点は保健室までお尋ねくださるようお願い申し上げます。